

議第83号

山形県監査委員の選任について

次の者を山形県監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意する。

小	松	伸	也
加	賀	正	和

提 案 理 由

山形県監査委員奥山誠治及び高橋啓介は、令和7年3月19日をもって辞任するので、その後任者を選任するため提案するものである。